奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の管理運営等に関する事務の委任等について

平成３１年３月
企画管理室

１．概要

「文化財の保護に関する事務」の知事部局移管に伴い、奈良県立橿原考古学研究所（以下「研究所」という。）が地域振興部の所管となるが、一体的に運営を行っている奈良県立橿原考古学研究所附属博物館（以下「博物館」という。）については、博物館法第19条の規定により教育委員会の所管のままとなることから、博物館の管理運営等の効率化を図るため、地方自治法第180条の７の規定に基づき、博物館の管理運営等の事務を知事の補助機関である地域振興部長に委任するべく、知事への協議を行うもの。

なお、教育委員会の所管施設として地域振興部に管理運営等を委任する形とすることで、博物館法上の登録博物館として存続することができる。

２．事務の委任について

（１）委任内容

教育委員会 → 地域振興部長	教育委員会 → 館長
・博物館の管理及び運営に関する事務 ・博物館の用に供する財産の管理に関する事務 （地域振興部長への委任を行わない事務） ・奈良県立橿原考古学研究所条例及び奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則（※）の改正並びに廃止	・奈良県立橿原考古学研究所条例第５条に規定する事務（博物館の入館拒否） ※管理運営規則の規定により、直接館長に権限委任されている。

（※）奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則を平成31年４月１日付けで改正予定

（２）委任を開始する日（委任規則の施行日）
平成31年４月１日

３．補助執行の解除について

（１）補助執行を解除する事務
奈良県立橿原考古学研究所及び奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の管理運営に関する事務（補助執行職員：地域振興部長。平成27年４月１日から実施）

（２）解除を行う理由
① 奈良県立橿原考古学研究所：地域振興部の所管となるため
② 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館：「委任」への切り替えのため

（３）補助執行の解除日
平成31年３月31日

以　上

【参考】「委任」と「補助執行」について

（１）両者の違い

・委任：事務の権限の一部を他の執行機関又はその補助職員等に委ねることをいい、委任が行われると、その権限は受任者のものとなる。

・補助執行：権限についてはあくまで自己に残して、事務のみを執行させるもの。

（２）補助執行から委任に変更する理由

・奈良県立橿原考古学研究所附属博物館については、知事部局に移管となる奈良県立橿原考古学研究所と一体的な運営を行っており、権限を移す形で事務を委ねることで、より効果的・効率的な運営が期待できるため。

【関係法令抜粋】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（職務権限の特例）

第23条　前２条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一　スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

二　文化に関すること（**次号に掲げるもの**を除く。）。

三　文化財の保護に関すること。　※太字部分はH31.4.1施行

２　略

地方自治法

（事務の委任・補助執行等）

第180条の７　普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

博物館法

（所管）

第19条　公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。